

山口県報

平成17年
8月19日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

山口県道路公社による道路の区域の変更 (道路整備課) 五

道路の区域の変更 (道路整備課) 五

道路の供用の開始 (二件) (道路整備課) 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 六

公告

県営八代西地区ほ場整備事業 (第一換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) 六



山口県告示第四百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年八月十九日から同年九月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日 年 月	工 事 完 成 予 定 日 年 月	使 用 開 始 予 定 日 年 月	使 用 時 間 間 隔 時 り の 使 用 間 隔
三七一口	六〇〇	平成一七、 九、三〇	平成一七、 一〇、三〇	平成一七、 一、一五	連 続 二 四 時 間
三七一八	三六	"	"	"	変 動 な し
三七一タ	五	"	"	"	"

備考 「三七一口」、「三七一八」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
		通 常	最 大	検 出 せ ず	最 大	通 常	最 大
排水蒸留塔	処理前	九	三三九	五	二二七	〇・〇四	一、五三〇
	処理後	八	二二七	二	一九七	〇・〇六	一一八
活性炭吸着塔	処理前	〇・八	三三九	五	二二七	〇・〇四	一、五三〇
	処理後	〇・七	二二七	二	一九七	〇・〇六	一一八

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 隔 間	一 日 当 た り の 概 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
総合排水処理施設	堰 ^{せき} 囲い	三、八四〇、〇〇〇	沈殿	殿	二四時間	概 季節的変動の要なし	(既)	(設)
排水蒸留塔	鉄 製	二二〇	活性炭吸着	留	二四時間	概 季節的変動の要なし	(既)	(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一タ	八	一・七	三
三七一八	〇	一・七	二
三七一口	九	一・七	四二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

総合排水処理施設	
処理後	処理前
"	"
"	九、六
二・四	四・五
三・三	四・五
一〇	一四〇
二〇	二八〇
"	"
"	一・三
"	二・二
"	〇・一
"	〇・二
"	二、六三九、一〇〇
"	二、六三九、一〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	通 常	二、六三九、一〇〇
"	九、六	最 大	最 大	二、六三九、一〇〇
二・四	二・三	通 常	通 常	二、八、八〇〇
三・三	二・五	最 大	最 大	二、八、八〇〇
一〇	六	通 常	通 常	
二〇	三	最 大	最 大	
"	検出せず	最 大	最 大	
一・三	〇・九	通 常	通 常	
二・二	一・二	最 大	最 大	
"	〇・一	通 常	通 常	
"	〇・二	最 大	最 大	
二、六三九、一〇〇	二、八、八〇〇	通 常	通 常	
二、六三九、一〇〇	二、八、八〇〇	最 大	最 大	

山口県告示第四百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年八月十九日から同年九月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下関市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

四 変更しようとする事項の内容

排水水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社長府製作所

住 所 下関市長府扇町二番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社長府製作所

所在地 下関市長府扇町二番一号

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸

又はアルカリによる表面処理施設

No. 5 排 水 口		No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	項 目	
"	"	"	"	"	七・五	"	"	"	七・五	通	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	"	"	六・九	"	"	"	六・九	常	最
"	一一・一	"	一一・三	五・七	一四・五	"	二・四	"	二・五	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	二〇	"	一九・四	一三・一	三六・五	"	四・二	"	四五	常	最
"	"	"	"	"	二〇	"	"	"	二〇	通	浮遊物質 量 (mg/l)
"	"	"	"	"	三〇	"	"	"	三〇	常	最
"	"	"	"	"	三	"	"	"	三	通	大 最 大 室 態 の 値
"	八・九	"	一一・三	六・三	一八	"	一・九	"	二〇	常	最
"	一三・三	"	一六・九	九・五	二七	"	二・八	"	三〇	通	大 最 大 室 態 の 値
"	一・三	"	二・六	〇・九	二・七	"	〇・三	"	三	常	最
"	一・八	"	三・五	一・三	三・六	"	〇・四	"	四	通	大 最 大 室 態 の 値
"	九	"	八〇	七三	二〇	"	五三	"	一	通	排出水の日当たりの量 (m ³)
"	二	"	一〇〇	八五	一三	"	六二	"	一	常	最
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

廃水処理施設				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	通	常
七・五	七・一	"	八・一	通	水素イオン濃度 (水素指数)
七・八	七・四	"	一〇・五	常	最
八・一	八・五	"	八・五	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	一〇	"	八五	常	最
"	一三	"	九五	通	浮遊物質 量 (mg/l)
"	二〇	"	五〇	常	最
"	四〇	"	二〇〇	通	大 最 大 室 態 の 値
"	五	"	二〇	常	最
"	"	"	一〇	通	大 最 大 室 態 の 値
"	"	"	一五	常	最
"	三	"	三〇	通	大 最 大 室 態 の 値
"	四	"	四〇	常	最
五〇	四八	五〇	四八	通	汚水等の日当たりの量 (m ³)
六三	六一	六三	六一	常	最
六三	六一	六三	六一	大	

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

山口県告示第四百五十三号

山口県道路公社が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の十九において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。
 その関係図面は、平成十七年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 福浦港金比羅線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市彦島迫町四丁目六一七二の二 地先から 同市 同町三一五の一地先まで	最狭 二五・八 最広 六三・〇	最狭 二一・八 最広 六〇・八	一七二・六	一七二・六	道路改良工 事による。

山口県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十七年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 豊浦菊川線
 道路の区域

山口県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十七年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 福浦港金比羅線	下関市彦島迫町四丁目六一七二の二地先から 同市 同町三一五の一地先まで	平成十七年八月二十日

山口県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十七年八月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 豊浦菊川線	下関市豊浦町大字川棚字東多々良二六三九の一地先から 同市菊川町大字久野字中村ノ前一〇五六の一地先まで	平成十七年八月二十日

山口県告示第四百五十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成四年山口県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

南岩国町二丁目(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	南 岩 国 町 二 丁 目	六 一 三 の 三 五	一 号
"	"	三 五 七 の 一	二 号
"	"	三 五 一 の 六	三 号
"	"	六 六 四 の 四	四 号
"	"	六 六 二 の 一	五 号
"	"	六 五 九 の 四	六 号
"	"	六 一 三 の 三 三	七 号



(四四三) 県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 平成十七年八月二十二日から同年九月十二日まで
- 五 縦覧の場所
- 六 山口県農林部農村整備課

平成十七年八月十九日印刷
平成十七年八月十九日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)